

朝鮮・韓国の文化財の「返還問題」とは？

長澤裕子 東京大学大学院総合文化研究科 特任准教授

関心分野と韓国朝鮮文化財の研究調査

専門について

韓国社会が文化政策、特に文化財の問題を、政治のなかで歴史的にどのように位置づけてきたかということを研究したり、日韓関係や東洋史などの授業を担当したりしています。

そして、それらのことを他国との関係から見ていくことに関心があります。たとえば日米との間で解釈の違いなどが発生するわけですが、条約を成立させる過程で、各国がどういった思惑で文化財返還や植民地における主権の問題などを討議してきたのか。こうした問題が国際条約を作成し、締結する過程で展開された外交交渉のなかでどのように位置づけられてきたのかということを見ています。日本に関することと言えば、対日講和条約の条項を規定して締結する過程で、韓国がどのような認識を持っていたかということです。そういった外交交渉のなかで、韓国が国際条約をどのように解釈し、自国の政策にどのように落とし込んできたのかを研究しています。

対日講和条約と朝鮮：植民地の主権・略奪文化財の返還・原子力の平和利用

まず、植民地における朝鮮の主権の問題があります。日本が朝鮮半島を植民統治した際、朝鮮の主権を日本が保有するという問題が発生しましたが、1945年の日本の敗戦後、朝鮮と日本の主権や領土の分離がどのように日米や朝鮮、連合国のなかで処理されていったのかということです。いわば戦後処理の問題です。

次に文化財返還の問題があります。日本に多くある朝鮮半島の文化財を、韓国や北朝鮮に戻すというとき、どういった問題があるのか。これはそれぞれ国際条約に基づいて、国際的な枠組みのなかで日韓が取り扱っているということになりますが、北朝鮮への返還については国交

がないので、韓国を通じて実施されたことがあります。さらに原子力の平和利用の問題もあります。1950年代後半からアメリカを中心にこのような動きが進んでいき、日韓もその枠組みのなかに入っていきます。

以上の3つの問題は、それぞれ対日講和条約に関係しています。

植民地の主権や領土の放棄は、1951年に結ばれた対日講和条約のなかで規定されました。しかし、文化財の返還義務と原子力の平和利用については、対日講和条約に条項が入るはずだったにもかかわらず、最終的な条文からは削除されました。

イタリア講和条約とは異なり、対日講和条約のなかでは、日本が略奪文化財を返還する義務条項が削除されます。原子力の平和利用については、そもそも原子力の研究やその利用についての文章が条約に入れられませんでした。原子力の利用が規制されなかったということです。いずれも日米関係や連合国の対日賠償政策が大きく関係しています。

研究対象としている時期

時間軸で言えば、1945年の日本の敗戦による植民地からの解放、それから1945年からの米軍政庁による占領と、1948年の南北分断（韓国と北朝鮮の建国）に至るまでの期間に関心があります。GHQの対日占領期には日本と朝鮮半島の間に関係がありませんでしたが、アメリカが仲介する形で、韓国、朝鮮半島の人たちがどういった形で日本と交渉していたか（1945～51年）、そして日韓会談（1951～65年）とその直後（1965～70年）に文化財の返還問題がどのように扱われてきたかということなどを見ています。

金正日唯一支配体制期の学術定期刊行物に見る対外意識

最近、北朝鮮に関する論文を書きました。これは戦後、北朝鮮の学問が植民統治下で進められた植民史観に基づいた研究からどのように発展し、研究者たちが1965年の日韓基本条約をどのように認識していたのかについて、学術定期刊行物を見たものです。北朝鮮では朝鮮戦争（1950～53年）が休戦状態になってから、1950年代にソ連、中国の復興支援を受けながら、金日成による唯一支配体制が進んでいきます。その際に歴史認識や古代史研究というものが非常に利用され、金日成広場などに美術館などが建てられていきます。そういったなかで、北朝鮮において古代史、そして日本の植民統治の歴史や日韓の国交正常化をどのように見るかという論争が主体思想をリードした学者たちによってはじまります。彼らが韓国の史学界とは異な

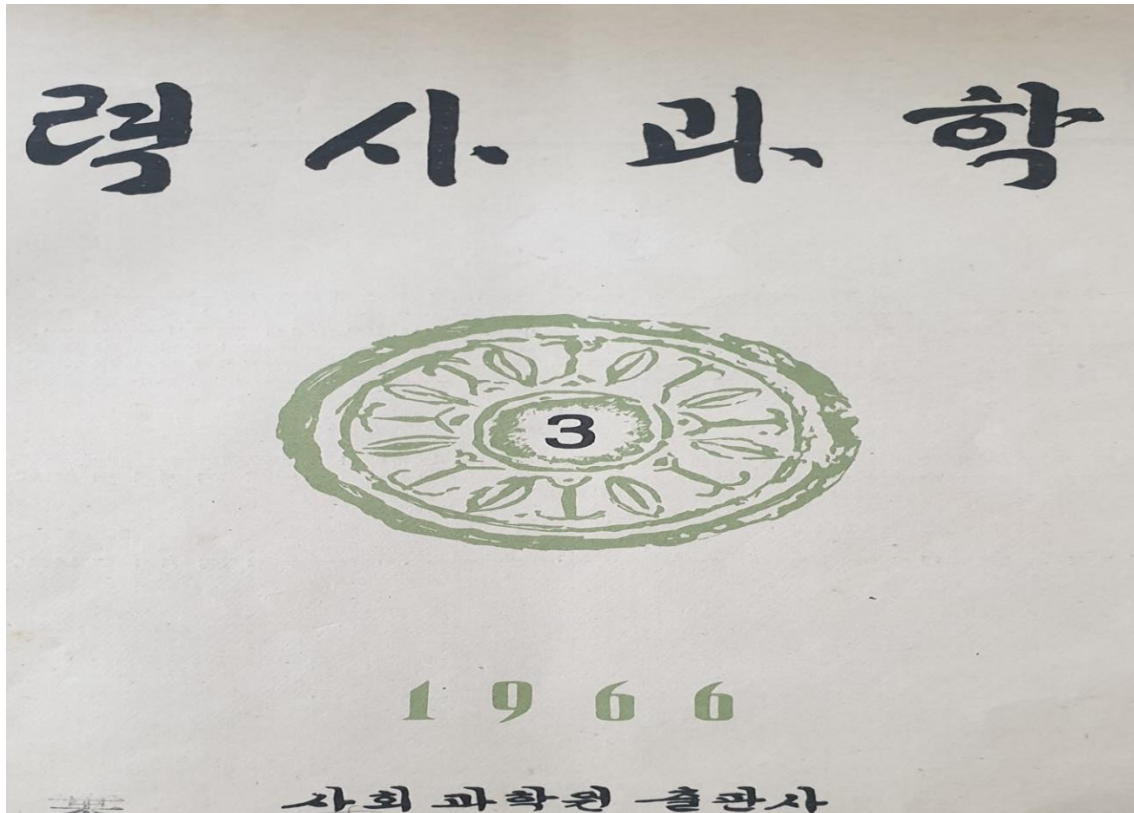


写真1 学術雑誌『歴史科学』（著者撮影）

り、近代の始点を日本による開港や植民統治よりさらに遡り、アメリカの商船による開港と貿易に抵抗した1866年の「シャーマン号事件」を帝国主義への民衆の抵抗運動として、近代のはじまりと位置づけていたのが印象的でした。次の研究テーマは70年代や80年代に下るのではなく、北朝鮮の金日成による唯一支配体制、朝鮮戦争後期をもう少し見てみたいと思っています。

写真1は、ハングルでタイトルが書かれていますが、北朝鮮の『歴史科学』という学術雑誌で、北朝鮮の社会科学院の機関誌です。

早乙女雅博氏が北朝鮮の考古学の文献、学術定期刊行物にどんなものがあるかということを手紙で論文で紹介されているので、私はこういった文献を実際に読んでみて、なにが書かれているのかを見ました。

また、写真2は、平壤に位置する北朝鮮の国宝遺跡第16号の練光亭というところで、2019年訪朝の際に撮影したものです。写真の右側は大同江という川で、左側が練光亭というあずまやです。非常に風光明媚（めいび）なところで、国宝遺跡です。



写真2 練光亭と大同江（著者撮影）

ちなみに日本には国宝遺跡という項目はなく、国宝重要文化財建造物というものがあり、これには正倉院正倉などが含まれます。文化庁のサイトで「近世以前／寺院」と検索してみると、157件出てきます。

先ほど見たあずまやの前にある石碑（写真3）には、当所が国宝遺跡第16号練光亭という北朝鮮の文化遺産であること、そしてこの場所を指導者・金日成、金正日が訪問したことが書かれています。

練光亭は、大同江のほとりにある金日成広場のすぐ隣にあります。川の向かいには、主体思想塔などが見えます（写真4）。平壤駅のすぐ近くです。

塔の向かいには、金日成広場が見えています。朝鮮外務省などがあり、ここで金正恩氏がパレードを参観している姿がニュースでよく報じられています。正面から見ると、金日成広場の左に朝鮮美術博物館、右に朝鮮中央歴史博物館が建っています。



写真3 鍊光亭を解説する石碑（著者撮影）



写真4 鍊光亭から見える大同江と主体思想塔（著者撮影）

北朝鮮にとっての、文化遺産・文化財というものの象徴的な意味として、このように金日成広場を背にして見てみると、写真のようになります（著者注：人物が写っているため、非公開希望）。

今日はこういった文化財が、日本と韓国、それから北朝鮮のなかで、どのような役割を担っているのか、またどんな課題があるのかということを考えていくことができればと思っています。五十嵐彰氏が書かれた『文化財返還問題を考える——負の遺産を清算するために』という本が、岩波ブックレットから出ています。2019年に出版された本で、非常によく整理してあって、コラムなども書いてあるので、文化財の返還問題を考えるうえで、よいテキストになるかと思い紹介します。

ドイツ聖オットィリエン修道院と朝鮮

この絵（写真5）は、謙齋鄭歆（キョムジェ、チョンソン：1676-1759）という朝鮮後期の画家が、先ほど見た練光亭を描いたものです。大同江があり、川沿いに練光亭があります。



この絵は現在、韓国の国立中央博物館に保管されているのですが、日本の植民統治期にドイツ人の宣教師が購入して、ドイツに持ち帰り、2005年に韓国に永久貸与という形式で返還されました。国宝級の絵だと言われているもので、2018年11月にはベルリンで展覧会が開かれました。当時のポスター（写真6）には、「戻ってきた巨匠の絵」と書いてあります。

朝鮮王朝の絵画の研究というのは非常に大事なところでは。なぜなら日本の植民統治期に、朝鮮の美術史などの研究を進めなかったからです。ですから現物を見て研究することは研究者にとって大事なことであり、韓国の人にとっても非常に大事なことです。

展覧会のポスターには、先ほどの練光亭の絵を手がけた鄭歆が描いた金剛山の絵が使用されています。この人が描いた21点の絹絵がドイツのオットィリエン修道

写真5 謙齋鄭歆の描いた練光亭（聖ベネディクト会 韓国倭館修道院所蔵）

院に保存されていました。



写真 6 2018 年 11 月のベルリン展覧会のポスター

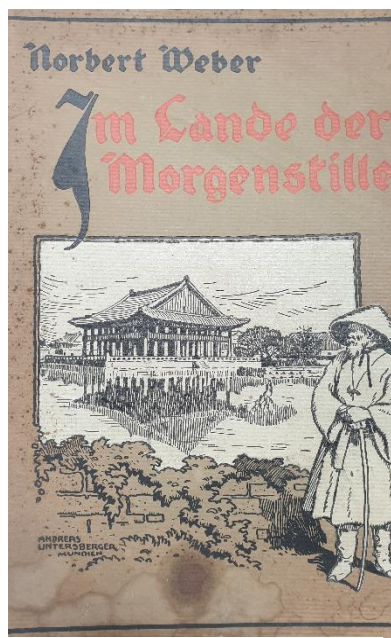


写真 7 Norbert Weber 『Korea-Im Lande der Morgenstille [朝鮮—静かな朝の国で]』
(Missionsverlag St. Ottilien 1923)

この本（写真 7）は、カトリック教会のオットイリエン修道院に所属するドイツ人宣教師ノルヴェルト・ウェーバー（Norbert Weber：1870-1956）が朝鮮に滞在した際に体験した日本の植民統治、特に文化統治がどのようななされていたかを書いた旅行記で、1915 年と 1923 年に書かれたものです。ちょうど今から 100 年前のものになります。

先ほどからドイツの修道院と申し上げていますが、1909 年から 1954 年の間、ドイツカトリック教会の聖オットイリエン修道院が朝鮮半島で布教活動をしていました。宣教師たちは、キリスト教の布教という目的で朝鮮の人々と非常に密に接していたわけです。一方で、このドイツ聖オットイリエン修道院は日本の総督府側とも相当近い距離にあり、日独親善協会のまとめ役、窓口になっていたということもわかっています。

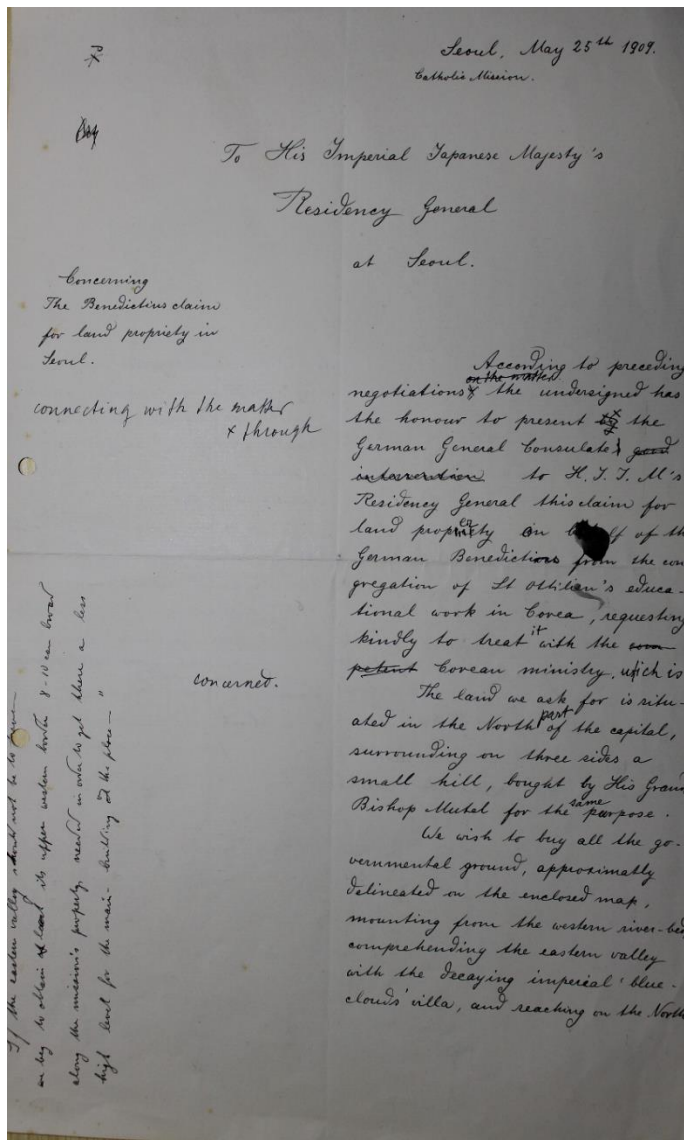


写真 8 朝鮮統監府側とのやり取りがわかる資料（1909年、St. Ottilien 所蔵）

この文書（写真 8）は、1909 年のもので、統監府（日本が韓国を保護国とした時期におかれた官庁）とのやりとりがわかる資料です。今後、植民統治期の日独関係についての研究をはじめたいと思っています。

2019 年にオットイリエン修道院を訪問し、途中までは関係資料を撮影することができたのですが、コロナで中断していました。今、運よく韓国の教会史研究所が同修道院で撮影を終えた資料にアクセスすることができたので、資料調査を続けているところです。

日本と朝鮮半島の文化財・文化遺跡の問題については、考古学者や歴史学者によって研究が進められてきたのですが、美術史の研究はあまり進んでいません。ただ最近、韓国の美術史の研究者によって、聖オットイリエン修道院の元宣教師で、その後ミュンヘン大学の教授になり、韓国学を創立したアンドレアス・エックルト（Andre Eckardt : 1884-

1974）という人についての博士論文が発表されました。

この美術史研究のなかで、エックルトと東京大学の関野貞氏が比較されています。エックルトは関野の『朝鮮美術史』（京城：朝鮮史学会、1932 年）に先立ち、1929 年に『朝鮮美術史』を英語とドイツ語で出版しました。関野が中国や日本美術の影響を強調した一方で、エックルトは朝鮮美術そのものの特徴に早くから注目していたと、韓国の美術史研究では注目されています。

戦没者遺骨の返還問題

このオッティリエン修道院の歴史は北朝鮮から帰国できなかったドイツ人修道士と日本人の歴史で重なります。国交正常化を目指した日朝交渉は、「文化財返還」と「戦没者遺骨の返還」という二つの問題を同時に扱っています。文化財返還は、日本にある朝鮮由来の文化財を北朝鮮側に戻すということです。一方の戦没者遺骨の返還は、終戦の過程で朝鮮半島北部で亡くなり、現在の北朝鮮に埋葬されている日本人戦没者の遺骨を収集して日本に戻すということです。

全国清津会（北朝鮮地域在住同胞懇話会）のメンバーは、北朝鮮の日本人の戦没者遺骨の埋葬地を 2012 年に訪れました。清津会の人たちはかつて朝鮮北部の清津（チョンジン）という場所に住み、日本に引き揚げてこられた方々で、ソ連の占領下で、いろんなつらい経験をされたそうです。会長の正木貞雄さんは残念ながら亡くなりましたが、子どものときに朝鮮から引き揚げてきた会員や遺族の会員がご存命です。日本と北朝鮮の間で国交正常化ができていないことがあり、遺骨の収集や墓参りができない状況にあります。

2019 年の終戦記念日、私も松蔭寺（静岡県沼津市）での慰霊祭に参加して関係者からお話を聞き、資料や写真を見せてもらったことがあります。

2002 年の平壤宣言

先ほど、日朝交渉のなかに北朝鮮文化財の返還問題と日本人遺骨の返還問題が入っているとお話ししましたが、日朝間の交渉は 1990 年代前半にはじまって 90 年代後半に中断し、2002 年の「日朝平壤宣言」を機に再開します。

この「日朝平壤宣言」のなかで、日本は北朝鮮に対して「過去の植民地支配、歴史的な事実を受け止め、反省と心からのお詫びの気持ちを表明」したのですが、この宣言の基本的な枠組みは、財産及び請求権を相互に放棄するというものでした。これは日韓交渉でも行われた方式を日朝交渉の基本原則として踏襲したことを意味していて、日朝国交正常化交渉のなかで具体的にその内容を協議していくという方針を表明したものです。

「日朝平壤宣言」には、「在日朝鮮人の地位に関する問題や文化財返還の問題については北朝鮮側が誠実に協議する」ということが書かれています。宣言が出されたのと同じ時期の会談で、当時の首相小泉純一郎氏に対し北朝鮮側が日本人拉致を認めて謝罪もしています。ところが、拉致を認めた 2002 年 9 月直後からヘイトスピーチが急増していき、6 カ月の間に 1,000 件

以上のヘイトスピーチ関連事件が発生しています。日本政府は国連からもヘイトスピーチを取り締まるために法的な措置をとるよう要請されるなど、日本国内でのヘイトスピーチへの対処が問題になっていく時期です。

日韓交渉の枠組み

日朝交渉では、「請求権の相互放棄」という日韓国交正常化の枠組みが踏襲されました。日韓国交正常化では、「基本条約」に加えて「請求権・経済協力協定」「漁業協定」「在日韓国人の法的地位協定」「文化財・文化協力協定」という4つの協定を締結しました。分野の異なる交渉は、それに対応する形でそれぞれの小委員会に分かれて進められました。

文化財の問題は、請求権の問題とは別に小委員会がつくられています。国交正常化交渉の予備交渉がはじまった1951年、そして本交渉の52年当初は、文化財返還の問題は請求権のなか、つまり賠償問題の一環として話し合われていました。しかし、58年からは文化財の問題は請求権委員会から分離し、賠償問題ではなく文化交流の枠組みで文化財返還問題を話し合うということになっていきます。

つまり、文化財の問題は、「引き渡しをする」としても、植民統治の謝罪や賠償とは無関係だというのが日本政府の立場です。協定名には「文化財」とともに「文化協力」という用語が入っています。これは、文化財の問題は文化協力で進めるということを指しています。請求権関連の協定も、経済協力関係のなかで進めるということで「経済協力」という用語が入っています。

文化財の返還＝政治的カード

1965年4月3日の『毎日新聞』の夕刊一面の見出しには「日韓3懸案（請求権・漁業、法的地位）に仮調印」とあります。「3懸案」とありますが、先に見たように、もともと懸案は4つありました。

日韓国交正常化交渉のときに目指したのは、まず一つの基本条約の締結です。大韓民国を朝鮮半島で唯一の合法政府として見なすということで、基本関係を結んでいく。それは暗に、北朝鮮とは国交正常化をしないし、北朝鮮の政府は合法政府ではないということを意味しています。基本条約とは別に、4つの懸案についての協定を結ぶことが目指されました。その4つの懸案のうちの3つが、この見出しに書かれている「請求権」「漁業」「在日韓国人の法的地位」の問題で、この記事には「文化財」の問題が出ていません。

というのも、当時、文化財の問題は非常に政治的なカードとして使われていた側面があり、それ以外の3つの協定を決めるときに、文化財の問題をも徹夜交渉のようなことをして、どんどん決めていく。請求権、漁業、法的地位という、ほかの案件に引っ張られる形で、文化財の協定が結ばれていました。

協定は最終的には日韓とも合意をした内容をまとめたものですが、合意に至らなかった内容が代表者間の個人書簡という形で残されています。「文化財・文化協力」協定は、1965年の国交正常化当初から、煮詰めきれていないがための問題が非常に多く残った協定だったことがわかります。

一方、請求権の問題、漁業の問題、管轄権の問題などの交渉が膠着（こうちゃく）してしまったときに文化財の返還・引き渡しを行うということは、交渉を再開するための出口になりました。まずは足掛かりとして文化財を返還・引き渡して、その後に両国が会って、違う案件を話していく。そのように文化財の問題は非常に政治的なカードとして使われ、植民統治期の文化財の略奪や返還は文化交流の問題として矮小化されました。だからこそ、日韓国交正常化交渉に加え、植民統治期の文化政策そのものについての研究も必要だと考えています。そういう意味で、私はドイツの修道院の文化財の収集や文化政策への関与に注目しています。



写真9の書籍は先ほどお話ししたドイツの宣教師エッカルトが書いた『朝鮮美術史』という研究書で、明石書店から出ています。また、写真10からは、当時の宣教師たちが半島で非常に歓待を受けていたことがわかります。

聖オットーリエ修道院が北部朝鮮に建てた元山（ウォンサン）修道院は、戦後北朝鮮最大のカトリック教会で、朝鮮戦争時には爆撃も受け、ドイツ人修道士たちは1909年から1954年まで朝鮮に滞在しました。写真11は2021年7月のもので、韓国の文化財庁のプロジェクトチームを写したものです。韓国の教会史研究所がドイツの修道院で植民統治期に作成された歴史資料の調査をしている様子です。

写真9 アンドレ・エッカルト（韓永大訳）
『朝鮮美術史』（明石書店、1995年）



写真 10 宣教師たちが朝鮮半島で歓待を受けている様子（St. Ottilien 所蔵）



写真 11 韓国教会史研究所がオットィリエン修道院所蔵の植民統治期資料を調査する様子
（同修道院宣教博物館長 Fr. Theophil Gaus 氏提供）

韓国でも非常に調査が進んでいて、先々週から私もこちらにお邪魔して、スキャンした文書を見せてもらっているところです。ドイツの宗教者や研究者が、日本の植民統治を第三国の視点で見ていること、特に文化の問題に非常に関心があったということを興味深く思っています。

先ほどお話しした、『朝鮮美術史』を書いたエッカルトですが、この人は1909年から1929年まで20年間朝鮮半島にいました。朝鮮総督府の遺跡調査などにも同行していて、建築学、美術史などに相当造詣が深かった。彼はドイツにいながら、韓国語で書いた文章なども発表していますが、語学だけではなく朝鮮の文化財、文化政策、歴史、美術、建築史などにも非常に関心を持っていたことがわかります。

東京大学の東洋文化研究所所蔵アジア写真資料集成データベースに、関野貞氏が植民統治期に収集した中国碑碣拓本資料のアーカイブや、インド史跡や中国、朝鮮半島についてのアーカイブやデータベースができました。いずれはドイツの植民統治期資料も学内に持ってきて、ドイツの一次資料を日本でも研究していく起点ができればいいと思っています。

というのも、韓国では政府や国立博物館が、ドイツ聖オットーリエン修道院が所蔵する植民統治期の資料や韓国文化財の調査を進めているからです。ドイツ宣教師たちがドイツに持ち帰ったもののなかに当時の衣食服飾があります。2019年には韓国古宮博物館においてこれらを復元修理する取り組みが行われていて、目録も刊行されました。

2021年7月に私も発表者として韓国文化財庁が主催したシンポジウムに参加しましたが、そのポスター（写真12）の左上に朝鮮王朝時代の鎧がレイアウトされています。これは、ドイツのオットーリエン修道院が所蔵し、韓国に寄贈したものです。

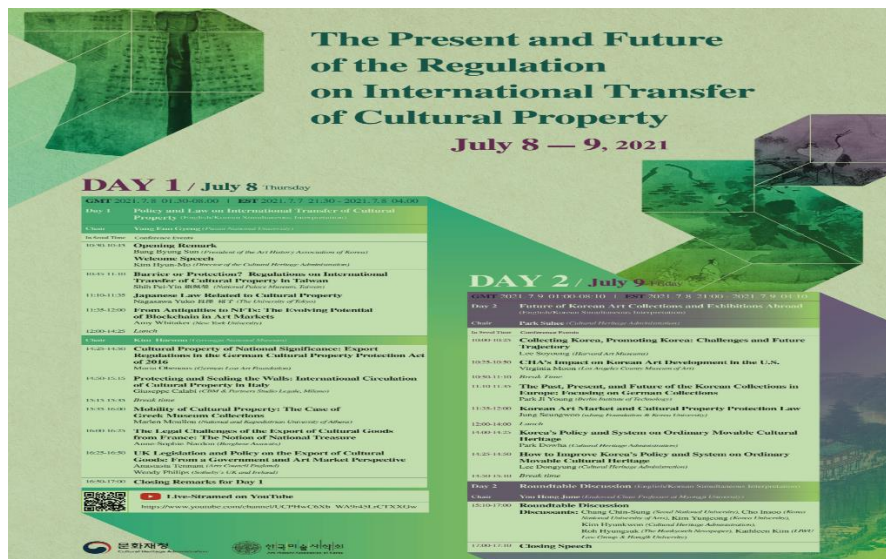


写真12 2021年7月に韓国文化財庁が主催したシンポジウムのポスター

「文化財」と「移動」の概念

用語の定義

ここから「文化財」と「移動」の概念についてお話をしていきたいと思います。

文化財の移動に関する法規定は、国によって用語がいろいろと定義されています。大きく見ると、世界的に文化財というものは「時間」「人」「価値」の3点で法的に定義されていると言われています。つまり、歴史的な時間の経過が長いものほど価値があり、かつ人にとって価値があるものを文化財として定義している。ですから非常に曖昧です。誰にとって価値があるのかということは国によっても異なるし、その時代によっても違います。

国宝になるか重要文化財になるかという基準もばく然としています。自分の国にとって大事な文化財でも他の国から見るとそうではないという問題もあります。たとえば日本では重要視されている近代の文化財が、韓国から見たときにはそこに植民地支配の歴史の記憶が重なる、というようなこともあります。価値が衝突するようなものが文化財で、特に文化財の置かれた場所の「移動」や視点の違いを考えるとときに、そういうことが起きてきています。

異なる認識や価値観を整理するためには法的強制力が必要であり、国は文化財を守る（維持する）ことを法的に定め、公的な価値を文化財に付与するのですが、その際に法と価値観が衝突することがあります。また、文化財が法的に有効な範囲は国家の領域のみで、文化財が生産国から海外に搬出されたり、海外から搬入されたりした場合、その文化財の価値評価は移動先の国の文化や価値観によって変わってきます。

先ほどドイツから引き渡された朝鮮半島の文化財の事例を紹介しましたが、いくつかは永久貸借というかたちで、所有権の問題が残っているものもあります。一般的に文化財の所有権は、所有していた人がその文化財を購入していても、購入者や所有者が死亡している場合に、法律的な所有権の問題が発生するという問題があります。

文化遺産という用語がありますが、これは文化財の総称として使用されています。他国のことを見るといろいろと考えることができると思うのですが、たとえばイタリアとカンボジアで文化遺産の定義を比較してみると、イタリアでは文化遺産は文化財及び景観財で構成されるとされており、天然遺跡などもそれにあたる。一方、カンボジアでは文化遺産は国家の領域で創作または発見された文化財で構成するとしています。カンボジアのように国家の領域で創作ま

たは発見されたものが文化財であると定義すれば、日本が文化財として、朝鮮という植民地でつくられたものや、そこで発掘されたものを登録することは可能なのかという問題も出てきます。

それから、英語の単語で property と heritage があります。所有権及び経済的価値のあるものとして property という言葉を文化財に対して用いるときと、次世代に受け継がれるべき遺産として、heritage が用いられるときがあります。用語にも文化財（property）、文化遺産（heritage）があるということです。昨今、時代とともに heritage の使用頻度が増加しているということが、ユネスコの文化財保存回復研究国際センターでも言われています。

国の財政や税制などによって、文化財の指定や登録という制度の運営実態にも違いがあります。どの国でも文化財は保護の対象として法的に規定されますが、他国とその価値観を共有できるか、法的な制度を共有できるか、ということについては難しいところがあります。

日韓で異なる文化財の「価値」

日本には文化財の価値を経年数で規定した「文化財登録制度」（図表 1-a）があります。1996 年にできたもので、社会と生活の変化にともない急速に消えていく現代建築物を保護するために対象物を登録するものです。東京大学の安田講堂が東京都の第一号の登録有形文化財です。

図表 1 文化財の価値（経年数と金銭）

a. 制作期間
日本：建築した時間から 50 年経過すると文化財に指定（文化財建造物）。 「文化財登録制度」（1996 年）社会と生活の変化に伴い急速に消えていく現代建築物を保護するために対象物を規定。
b. 韓国文化財保護法
「文化財」とは、人為的または自然に形成された国家的・民族的または世界的遺産であり、歴史的・芸術的・学術的または景観的価値が大きい次の各号のことをいう。 <改正 2015. 3. 27., 2020. 12. 22.>

韓国では「文化財保護法」が昨今改正されました（図表 1-b）。「『文化財』とは、人為的または自然に形成された国家的・民族的または世界的遺産であり、歴史的・芸術的・学術的または景観的価値が大きい」もの、となっています。

大橋敏博氏の先行研究に、「韓国における文化財保護システムの成立と展開」という論文があります。今日は内容をすべてご紹介できませんが、関心のある方は韓国の文化財保護法システムについて、読んでみると参考になると思います。

論文の目次に「日本システムの連続」と象徴的に書かれています。日本の敗戦後、朝鮮半島の南のほうは米軍政の占領という形になり、そのなかで過去の日本のシステム、法律がそのまま連続していく、といったことが書いてある論文です。

日本における昨今の文化財の定義については、2021年1月19日に菅義偉首相が「文化財を大事にしていく」など、地方の文化財について言及しています。皇室に代々受け継がれた絵画・書・工芸品など、美術品類などを所蔵している三の丸尚蔵館の国宝や重要文化財を積極的に地方に貸し出して文化観光の核とするとか、日本酒、焼酎などの文化資源についてユネスコ無形文化遺産への登録を目指すなど、非常に積極的な発言をしています。

日本には文化財・文化遺産を政策として使っていくという流れがありますが、韓国の改正文化財保護法を見るとまた違います。国家の政策として観光という面で文化財・文化遺産を考えている日本と、観光資源の文化財・文化遺産であってもその歴史文化のなかで保護していこうとする韓国、というふうに考えられるかと思います。世界遺産登録をめぐる九州の炭鉱端島をめぐる対立がありましたが、強調したい歴史の側面が異なるという対立要素が、そもそも日韓の間には構造的にあるのではないかということを思っています。



この『世界』（写真13）の記事は戦没者遺骨の問題を扱っているものです。水野直樹氏が北朝鮮の日本人遺骨の埋葬地の調査をしたときのことについて書かれています。

写真14の書籍は、ドイツの教会関係者が戦後、北朝鮮で強制収容所に拘束されるなど、日本人遺骨の問題とも重なる地域・時期の歴史に関わる内容の本です。

写真13 『世界』（2014年1月号、岩波書店）

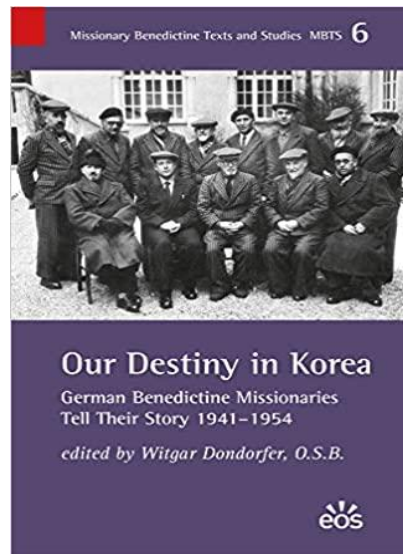


写真 14 *“Our Destiny in Korea: German Benedictine Missionaries Tell Their Story 1941-1954”* (EOS Editions Sanct Ottilien, 2009)

文化財の返還・引き渡し

個人間での返還・引き渡し

文化財返還の返還・引き渡しの事例として、学習院大学教授だった末松保和氏が、個人的に朝鮮に書籍を返還している例があります。一度目は 1945 年、日本が敗戦した後の朝鮮半島からの引き揚げの際、二度目は 1967 年、日韓国交正常化の直後です。

1945 年には、朱子学を扱った朝鮮の本 21 部を震壇学会という学術団体を通じて現在のソウル大学にある奎章閣に寄贈しています。末松氏は 1967 年には、豊臣秀吉が朝鮮出兵で得た朝鮮書籍を含む、豊臣家や徳川家の侍医曲直瀬正琳が所蔵した養安蔵書等の朝鮮本 3 部を高麗大学教授の李弘植氏に渡しています。李弘植氏は日韓交渉時の文化財小委員会代表です。

私は実際にソウル大学に引き渡された本を閲覧したことがありますが、末松氏が持っていたときの所蔵印が押してあり、韓国側に渡ったときの所蔵印も確認できました。写真は末松氏の寄贈本に関するソウル大学側の記録です（写真 15）。

[illegible]

写真 15 「ソウル大学校図書原簿（1967 年 1 月～6 月）」（著者撮影）

文化財返還の問題は、政府と政府、国家間でなされると主に考えられがちですが、このように個人間で引き渡しが行われた例もあります。日韓の文化財返還の問題は対立的に考察されることが多いのですが、実際に歴史資料を見たり、末松氏の日記を見てみると、それほど対立的ではないことも多くあることがわかります。

だからこそ植民統治の研究は難しく、統治というものがいかに複雑なものかということがわか
かると思いますが、溶接しているとも言えると思います。統治システムに組み込まれた日本と朝
鮮の学者たちが交流することで、日本の植民史観が、朝鮮の人たちに引き継がれる側面があっ
たことがわかります。単純な親日・反日の線引きは危険だと思っています。

解放後、特に書籍が返還要求の対象になった意味

日韓の文化財返還の問題を早くから研究してこられた韓国国民大学校の柳美那氏が、韓国の新聞記事から発見したのですが、震壇学会という学会が日本の植民統治が終わる解放直後に略奪文化財返還リストを作成して、米軍政庁に提出したことが当時、報じられていました。

そこで、私はこの震壇学会の一次資料を探して、彼らが略奪文化財返還リストをどのように考えて、誰がリストを作成したのか、そして、日本の敗戦と朝鮮の解放直後にこういったものをリスト化して日本への返還を要求していたのか、それは大韓民国の返還要求にどのように継承されたかを調査しました。特に書籍だけを震壇学会が請求したということが、1945 年の返還の特徴です。

日韓の間でもう一つの返還の契機で言うと、先ほど見たように末松保和氏が 1967 年に日韓国交正常化の直後に朝鮮本を寄贈しています。日韓国交正常化のときの文化財小委員会の代表者李弘植に対して、個人的な関係を通じて、韓国にとって大事だと思われるものや書籍を末松氏が渡しています。

他の返還事例として、2006 年に東京大学からソウル大学に寄贈された『朝鮮王朝実録』というものがあります。東京大学の総合図書館に朝鮮王朝実録の画像データベースがあり、どんな書物なのかという説明があります。この実録は韓国に渡った後、韓国の国宝及びユネスコの世界記録遺産に指定されました。

この返還は、東京大学とソウル大学の間で、大学が行政法人化したときに手続きを進めたため、政府ではなく両大学の間で交渉を進めたものです。

ただその背景には市民運動もありました。日本の東京大学が持っている資料を返還してほしいという韓国社会の市民運動の声があったことは忘れてはならない点だと思います。

公的な文化財「引き渡し」

もう一つの事例が 2010 年になされた文化財返還合意で、菅直人総理と李明博大統領のときの文化財返還です。横浜で開かれたアジア太平洋経済協力会議（APEC）のときの首脳会議で、宮内庁が保管している朝鮮王朝の儀典書である『朝鮮王朝儀軌』の引き渡しをすることに合意しました。

引き渡しの合意を報じる朝日新聞デジタルの 2010 年 11 月 8 日の記事（サイトリンク：asahi.com（朝日新聞社）：朝鮮王朝の文化財「引き渡し」合意 表現めぐり日韓攻防）には「朝鮮王朝の文化財『引き渡し』合意 表現めぐり日韓攻防」とあります。日本側では「引き渡し」という表現が使われています。冒頭でお話ししたように、「返還」ということになる、そもそも韓国が所有権を持っていたものを韓国に戻すということになるので、日本の植民統治期の略奪などについての責任問題に発展し、賠償問題などが発生する。そういったことが

1965 年時の文化財返還の枠組みの文化交流とは違ってくるので、「引き渡し」という形で合意されました。

ここで当時の韓国のニュース番組をご覧ください（サイトリンク：韓国と日本、1,000 の文化財の返還に関する基本合意に合意（MBN 韓国毎日放送））。

韓国語でしたが、何を言いたかったかという点、李明博政権、朴槿恵政権、そして文在寅政権と、特に 2010 年代頃から日韓関係が難しくなっていくなかで、文化財返還の役割が目立ってきました。李明博政権のときも後期の 2012 年には李大統領が竹島・獨島に上陸したり、天皇の謝罪を要求する発言をするなど、日韓関係で厳しいところがありましたが、2010 年の APEC という多国間会議に行なわれた日韓首脳会談で、文化財の返還が言及され、実際に「朝鮮王室儀軌」など 1,000 点余りが返還・引き渡されました。

日韓外交正常化のときもそうでしたが、何か両国の関係が難しいときに、価値のある文化財を引き渡すということで、文化財の問題が両国の歩み寄りのきっかけとして浮上することがあります。

当時の韓国のニュースを見ることで、韓国社会のなかでは文化財の返還が社会で大きく注目され報道されてきたということもお伝えできたと思います。韓国社会では文化財に対する注目度は高く、日韓関係の単なる一つの 이슈 というよりもさらに大きな意味を持っていることがわかるかと思います。

その他のケース

現在韓国では、対馬の観音寺で保有してきた朝鮮由来の長崎県指定の有形文化財「観世音菩薩坐像」をめぐる所有権や倭寇による略奪が韓国の大田地方裁判所で審議され、ニュースでも報道されてきました。この裁判は、対馬の観音寺で所蔵してきた朝鮮仏像が、2012 年に韓国の窃盗団に盗まれ韓国内に持ち込まれたことが発端になっています。盗難仏像は韓国の検察が差し押さえ、韓国の国立文化財研究院で保管をはじめ、対馬への返還を準備していたと言います。しかし韓国の浮石寺がこの仏像はそもそも 1330 年代に自分たち寺のために製作された物だと主張して、浮石寺に返還すべきだと韓国政府を訴え、裁判になりました。国際的に今とても重要な文化財の返還問題が日韓関係の課題となるのを避けるためにも、韓国文化財庁は盗難仏像が流出しないようしていたところ、韓国政府の処置に対して、韓国の寺が訴えたという裁判です。

この裁判は返還事例としては逸脱したケースでありながらも、日韓の文化財返還問題を考える上で、ひじょうに示唆に富んでいます。まず、日韓国交正常化の文化財協定が文化財の盗難や中世の朝鮮文化財の搬出を解決するうえで、限界があることを示しています。日本語に翻訳された2013年と2017年の裁判の判決文（写真16）を見るとわかるように、被告は大韓民国です。判決は被告の大韓民国は原告の浮石寺に対してこの仏像を引き渡せ、という内容です。韓国政府が上告し裁判は現在も続いています。

(資料)

大田(テジョン)地方法院(裁判所)判決

2017年1月26日

第12民事部 判決

事件 2016 カ合 102119 有体不動産引渡し
原告 大韓仏教曹溪宗 浮石寺(ブッサ)
瑞山寺(サシ)浮石面(ブッソニョ)翠坪里(チビョン
リ)160
代表者 住持(僧侶)李(イ)ドンミョン
(法名: 周経(チュギョン))

被告 大韓民国
弁論終結 2017年1月12日
判決宣告 2017年1月26日

主文

1. 被告は原告に別紙記載の浮石寺金銅観音菩薩像を引渡せ。
2. 訴訟費用は被告が負担する。
3. 第1項は仮執行できる。

請求趣旨

主文と同じ。

理由

1. 前提となる事実

- イ、原告は西暦677年に創建された後、朝鮮朝初期に再建し、瑞山寺浮石寺翠坪里島飛山(トビサン)に所在する大韓仏教曹溪宗所属の寺院である。
- ロ、主文記載の浮石寺金銅観音菩薩像(以下、「本件仏像」とする)は日本長崎県対馬市豊玉町にある観音寺の祭壇に奉安されていたが、2012年10月頃、窃盗団がこれを窃取し、大韓民国に密搬入した。
- ハ、上記窃盗犯らが逮捕される過程で本件仏像は押収され、窃盗犯らに対する刑事判決に従って被告は本件仏像を窃盗犯らから没収し、現在国立文化財研究所内の遺物収蔵庫に保管中である。浮石寺は被告に本件仏像に対する没収物交付を請求したが、原告が被告を相手に本法院に本件仏像に対する占有移転禁止仮処分を申請し、上の申請が認められ(大田地方法院2013年2月25日付2013カ合155決定)、被告はこれに従って没収物交付請求に対する判断を保留している。

【認定の根拠】争うことのない事実、甲第1、7、8、10号証の各記載(枝番号がある場合、枝番号を含む。以下、同じ)、本法院の現場検証結果、弁論全体の趣旨

2. 請求に対する判断

告に、これを引渡さなければならない。」

ロ、判断

争うことのない事実、甲第2、5、9、17、19、20、21、25ないし40号証の各記載、若しくは映像、証人C、D、Eの各証言、Fに対する各事実照会の回答結果、本法院の現場検証結果、弁論全体の趣旨を総合すると次のような事実、若しくは事情等を認定できる。このような点を総合してみる時、本件仏像は原告の所有と充分推定できるし、過去に贈与や売買等、正常な方法でない、盗難や略奪等の方法で日本の対馬所在の観音寺に運搬され奉安されていると見るのが相当である。

1) 本件仏像が観音寺に奉安されていた1951年5月頃当時の観音寺の住職であるGが、偶然仏像を持ち上げたところ、本件仏像の内部から腹蔵物を発見した。腹蔵物としては各種曼荼羅と喉鈴、観音結縁文、木盒(ごう)があった。結縁文には「南瞻部州(ナムガンブジョ)高麗国瑞州(グジョ)浮石寺当主観音鑄造結縁文」という題目と共に、次のような趣旨の内容(翻訳)が記載されている。施主者32名の名前が記載されている。

「おおよそ聞くところでは全ての仏菩薩が大きな請願を出し、衆生制度を離れ誰彼となく平等に見える。しかし仏様の言葉に縁のない衆生は教化することが難しいとされたので、この金口(仏様の言葉)により弟子たちと共に大請願を出し、観音一尊を作って浮石寺に奉安し、永忠供養する訳は、現世では災いを消滅し福を呼ぶことであり、後世では共に極楽に生まれることを願うためである。天曆3年(1330)2月。」

現在の忠清南道瑞山地区の高麗時代の名称は瑞州であり、大韓仏教曹溪宗は高麗時期末瑞州地域に所在した浮石寺と原告は同一の寺院と明らかにしている。本件仏像は1330年頃原告に奉安するために製作されたものとみることができる(浮石寺にある本件仏像に対する案内文にも、本件仏像が高麗時代末期に作られた高麗仏像という趣旨で記載されている)。

わが国の寺院では仏像の改金、補修、移安(位牌や影像などを他の場所に移すこと)等の仏事がある時には、関連する新しい記録と遺物を入れる伝統が続けられて来て、上のような腹蔵物の場合、信徒たちの仏心を込めた記録物なので正常な交流で仏像が移転される場合には、仏像を与える側では腹蔵物を抜き出して、代りにどの寺院で造成して他の寺院に移安するという内容等、仏像の移安に対する記録物を入れるというのが、専門家たちの意見である。また大韓仏教曹溪宗に対す

写真16 大田地方法院(裁判所)判決(2017年、李洋秀氏による和訳)

<http://www.asahi-net.or.jp/~vi6k-mrmt/culture/korea/hanpu/nenpo06.pdf>

(韓国朝鮮文化財返還問題連絡会議年報(2017年))

この判決の争点は、この仏像がどのように対馬に移ったかということです。原告の浮石寺は、日本が略奪した、つまり中世の高麗時代(918～1392年)に倭寇（わこう）が仏像を強奪していったという論理を展開しています。この裁判では原告の主張がそのまま受け入れられたのですが、このとき原告が証拠として用いた文書を調査してみたところ、日本の対馬で研究された郷土研究の文献などでした。対馬では、朝鮮と日本との間で役割を果たしてきた当地には、朝鮮由来の仏像や美術品がたくさん与えられたということで、郷土研究が進んできたのです。にもかかわらず、原告の浮石寺は、対馬と朝鮮半島の間には文化的な交流があった一方で、盗難仏像は倭寇の略奪により対馬に搬入された、という論理を展開しています。

しかし、この論理には、仏教の移動が倭寇による略奪なのだと示す際に、推測に基づいているという問題点があります。推測の根拠は、仏像に燃えた箇所があることや、仏像の胎内にあった発願文には「誰のために作った」という記録がないという点です。発願文に「いつどこに移された」という記録、つまりは対馬に移ったということが書かれていないという点から通常の移動ではないという主張です。それらのことから、略奪されたものなのではないかと推測しています。

こうした前近代的な歴史的な事柄を、近代の法的なシステムの裁判で裁判官が決めるわけですね。中世の国際的な歴史を現代の法で判断するということは非常に難しく、限界があるのではないかと考えています。

昨今では、「本当にこの仏像が高麗時代に作られたものなのか、科学的な調査を進める必要があるのではないか」「そもそもこの仏像にはそんなに価値がないのではないか」などのような議論にも発展している状態です。

非常に難しい問題で、歴史観・価値観を含む問題だからこそ、法的な基準で判断することに限界があり、日韓の歴史認識に関する感情問題になっているのではないかと思います、残念な事例の一つです。

この事例は、略奪文化財の返還問題と盗難の問題が錯綜していると思います。日韓の文化交流というものが対馬の盗難仏像問題の裁判でストップしている部分も非常に大きいので、早く解決しなくてはならないし、裁判以外の話し合いというものが大事だと思っています。

文化財をめぐる日本国内、日韓の対立

次は、文化財返還をめぐる日本国内の省庁間の対立についてです。

日本では、日韓国交正常化を準備する段階で、文部省と外務省が文化財の返還をめぐり対立していました。日韓会談のとき、外務省は交渉をスムーズに進めるためのカードとして文化財の返還を進めようとしていましたが、文化財を管轄している当時の文部省は文化財を動かすことについて非常に消極的でした。

2010年6月13日付の朝日新聞に、柳美那氏と李鍾元氏のコメントが載っていますが、文化財の問題に関する外交史料には、黒塗りが非常に多いということを指摘しています。日韓会談の交渉に関する一次資料のなかで、非開示、墨塗りの部分が一番多いのが文化財関係だということ、また、文化財の問題は植民統治の象徴であるということで、この問題は非常に大きなものだとお二人は指摘しています。文化財の問題が持つ象徴的な意味がよく示されている記事だと思います。ただ、黒塗りが多いのは、その文化財の所有主が誰かという個人情報が多いからということもあります。

また、先ほど1967年に末松保和氏が個人的に文化財を朝鮮側に寄贈したとお話ししましたが、その相手方であった高麗大学教授で考古学専攻の李弘植氏が、日韓国交正常化直後の1966年当時、文化財の返還についてまとめた文章を新聞に発表しました。

その記事について、日本の外務省がまとめた記録（写真17）があります。この記録から、当時日韓間で行われた文化財の返還について、韓国側の文化財返還の責任者の李弘植氏がどのように思っていたかということがわかります。日本外務省の記録を見ると、「文化財が、高麗末期から文禄・慶長の役の際に、莫大な量の朝鮮半島の文化財が持ち去られたことは韓国の人もよく知っていると思う。けれども、日韓会談では古代にさかのぼった期間についてではなく、1905年以後に搬出されたものだけを扱うことになった」ということが書かれています。またこの記録には、「統監府など、非常に政治的地位の高い人が持ち去ったものを日本が返すことに決めた」ということも書かれています。

2 返還されるわれわれの文化財

李弘植（高麗大学教授）

わが国の文化財が、歴史的に見て高麗末期から壬辰倭乱（訳者注、文禄・慶長の役）の際、莫大なものが持去られたことは国民の皆さんも良く知っておられるところだと思う。だからこの文化財に対するわが国民の感情には根深いものがあり、こんどの日韓会談において、この文化財の返還問題が現実的な面よりも、国民感情から重要なものなので、これを重要視したものである。

しかし今回の会談においては漠然と古代にさかのぼる期間についてではなく、1905年以後、統監府が設置され日本がわが国を支配したあとからというふうに期限が訂正された。日本は地下に埋蔵していたわが国の文化財を勝手に堀り出し、不法に持ち去ったものが多い。それで、われわれは3年前に、1905年以後このように不法に盗掘して持ち去られた

写真 17 李弘植氏が発表した新聞記事を日本の外務省がまとめた記録

（日韓国交正常化関係資料、1966 年）

日韓国交正常化で韓国側が日本に請求したもののうち、中世の搬出は対象外になったこと、そして日本から韓国に戻されたのは統監が持ち出した考古資料や図書があったことがわかります。また、日本には北朝鮮の開城や韓国の慶尚道などにあった高麗時代の古墳を発掘して持ち去った文化財もありました。韓国にとって北朝鮮の開城にあった高麗の考古遺物というのは、南北分断の影響でアプローチが難しいので、非常に価値があるものです。李弘植氏の記事には、北朝鮮由来の文化財も韓国側が日本に請求したということが書かれています。

日韓国交正常化の 1965 年に朴正熙大統領に宛てて書かれた大統領秘書室の報告書（写真 18）には、「国交正常化をしたときに日韓の文化関係はどうなるのか」という問題意識のもと、1966 年に戻る予定の文化財の評価などが書かれています。この資料によると、日本から韓国に「戻ってくる文化財は価値があまり高くない」ということが書かれています。

분류번호	723.1 JA 문1965-66	등록번호	1471	보존기간	
기능명칭	한일간의 문화 및 문화유산에 관한 협정서명 이후의 문화재 인수 (1966. 5. 28) 1965-66				
생산과	동북아연구과	생산년도	1966		
M/F No.					

비밀(일)

1 PL 報告書

報告番號 (65) 第 63 號

大統領 閣下

報告 秘書官 朱 龍奎 呈

題目: 韓日國交正常化에 따른
文化因縁 對策案

一. 問題點

1. 韓日國交가 正常化 된경우, 各分野에 걸쳐
兩國間의 文化交流과 滋榮하게 될것임

이와 관련하여

2. 刊行物, 言語, 音聲, 映畵, 演藝, 文學 放送
等 日本文物의 大量流入은

① 國內文化活動을 萎縮시키고,
② 文化의 主体性을 弱화시키고,
③ 國民의 價值判斷의 基準을 亂하게 하
④ 精神的인面에對, 韓國에 日本에
占領當面과도, 野蠻의 政治的攻擊
口實을 提供하여, 攘奪의 惡影響
을 미칠것임

大統領 秘書室 17434

大 統 領

1965. 6. 24

문서 분류 번호 보존기간

700 8712

写真 18 朴正熙大統領に宛てて書かれた大統領秘書室の報告書

(韓日国交正常化關係資料、1965 年)

文化財返還以外の内容では、国交正常化で日本の文化が韓国社会に流入することについての警戒心が表れています。この大統領宛ての文書には、日本の文化は韓国の「国内文化活動を萎縮」させるとすら書かれています。

「日韓交流」と言うと、とても前向きな側面が考えられていますが、植民統治を受けた韓国側にとっては、「韓国国内の文化活動が萎縮する」「文化の主体性が弱体化する」「価値判断の基準を曇らせる」など、精神的な面で非常によくないことがある、という点が強調されていました。加えて「悪影響を与える」とも書いてあり、1965 年の日韓国交正常化当時の韓国社会の対日認識が厳しかったことがわかります。

その後、1966 年 5 月 27 日に 1,326 点の韓国文化財が日本から韓国に到着しますが、当時の朴正熙大統領の秘書室は、政権・大統領のアピールとして、戻ってきた文化財を博物館内に展示して報道機関に大々的に PR させようと計画していました。

しかしその後、展示は中止したほうがいいということになりました。韓国大統領の秘書室は、日本から戻ってくる韓国の文化財には良いものがない。とにかく日本から戻される文化財はあまり価値がなく、世論形成のために新たに展示する必要もない、と判断していました。結局、展示は既存の文化財と一緒に展示する形をとることにしたのですが、日韓国交正常化による文化財返還は考えていたほどの成果はなかったとわれていたわけです。

個人的返還への流れ

また、1966年の韓国の新聞を見ると、文化財を返還すると決めた後も引き渡しをどこで行うかという問題が日韓の間にあったことがわかります。引き渡し場所が「東京なのか、それともソウルなのか」ということです。日韓国交正常化の際に文化財協定を締結したわけですが、結局、細部の規定がなく非常に問題点があったと1966年の韓国の新聞紙上ですでに指摘されていたわけです。

日韓国交正常化の交渉が終わると、日本外務省に対して韓国文化財の調査報告をしていた学習院大学の末松保和氏は、個人的に李弘植氏に宛てて手紙を書いています。「成果があまりない会談で申し訳なかった」という内容でしたが、こういった流れがあったうえで、1967年の末松氏個人によるソウル大学への本の返還ということがあったわけです。

文化財の返還問題と日韓国交正常化

文化財という政治的カードの扱われ方

日韓会談の展開を時系列で見ると、1951年にはじまった日韓の交渉は1953年にストップしてしまいます。1952年、いわゆる李承晩大統領による「平和ライン」（大韓民国隣接海洋の主権に対する大統領宣言）の宣言後、韓国側による日本船や漁民の拿捕（だほ）の問題や漁業の管轄権の問題が発生したり、1953年「久保田発言」と言われる日本側の植民統治を肯定する発言などがきっかけでした。同時期の朝鮮戦争の休戦なども理由としてあります。その後、交渉が5年ほど中断してしまい、これを再開する1957年の年末に文化財の返還が発表されました。

ちなみに韓国政府が1952年2月21日に作成した対日請求案の項目で、最初に上げられた第一項目は文化財の返還でした。古書籍、美術品、骨董（こっとう）品、国宝等を返還することが対日要求の最初に位置づけられていたわけです。先ほど、文化財の問題は他の案件に引っ張

外務省が主導した「オーラルステートメント」の発表

日韓会談の再開をめざした文化財返還のために、1957 年 12 月 31 日、日本側から韓国側に「返せるものから返す」という「オーラルステートメント」が発表されました。

これは、文部省傘下の文化財保護委員会の反対にもかかわらず、外務省が一方的に発表したものでした。日韓の外交筋で先に決めて、発表前日に閣議決定をしたので、強引な部分があったと思います。また、「夫婦塚リスト（489 点）」を非公式に引き渡すということも行いました。

日本外務省が、日韓会談の最初から文化財返還に対して非常に積極的だったことはあまり知られていません。1950 年代、外務省では国際法上では文化財の返還義務といったものがないので、通例を見ても過去の事例があまりありませんでした。対日講和条約から文化財返還の義務条項は削除されていたので、文化財の返還は法的に規定されていませんでした。しかし、国際的な通念では返還の方向にあると認識していた外務省は、国際法的には返還は義務ではないものの、早期に返すという対応を考えていました。

ただ、最初から外務省は文化財の問題は請求権の問題とは別の問題だという立場で、韓国側とは違った考えでした。

韓国側は 1958 年に日韓正常化の文化財に関する小委員会で、先ほど文書で見たように日韓保護条約を締結した 1905 年以降の文化財搬出を討議する場として文化財小委員会を位置づけようとした。これは、文化財の問題を文化交流の話に矮小（わいしょう）化しようとする日本側の方針に韓国側が危機感を持って考案した日韓交渉後半の対抗策で、植民統治期に言及するためでした。

文化財の略奪・搬出は、1905 年以前にも中世の秀吉による朝鮮出兵などがあります。しかし、韓国政府は返還対象の時間軸を近代の植民地期に限定することになっても、文化財の返還は文化交流という名目ではなく、植民統治への賠償という点を明確にすべきだという立場でした。したがって韓国側は 1958 年に小委員会のなかで、あえて 1905 年という時期に言及して対日返還要求をしたのです。

文化財という課題を政治主導で進めることの問題

日韓国交正常化が韓国社会で大きな反対されていた 1960 年代の日韓関係は、対日輸出の制限などもあって今の雰囲気ともすこし似ていると思います。漁業問題や日韓貿易の問題など、いろいろな案件が行き詰まって膠着（こうちゃく）しているときに、他の問題を解決するためにも文化財の問題を解決しようと、日本国内の反対も顧みず、協定を先に作ってしまおうということがありました。つまり、文化財の返還問題は非常に政治主導的なところがあったわけです。

フランスなどもそうでしたが、韓国に文化財を渡すという決断を政府がすると、それに対して反対するのは文化財を所蔵している図書館や博物館などの専門家や研究者です。つまり文化財の保存状態なども含めて返還や対策といったことを考えると、十分な保管技術や施設もない原産国への返還を政治的に決めてしまうことへの反論がありました。国内の世論というものもあまり考えられずに、政治主導で返還・引き渡しが外交問題として決定されてきたという特徴があります。

「文化財協定」をめぐる日韓の攻防

日韓正常化の際、外務省は文化財協定についても国際法上の先例や法的整合性を考えていました。日本側は、「文化上の協力」という協定タイトル案を韓国側に示しましたが、韓国側は「文化財の問題」だということを認識させるために、協定のタイトルには「文化財」という用語を含めたいと主張しました。

ほかにも韓国側が合意できない内容があったのですが、韓国側は私有文化財の返還が協定から削除されることについての不服や不満が強かったことがわかっています。韓国側の要求が通らなかった点を残した代表者間の往復書簡は、当時、韓国側が公表しないことを希望していました。中世に搬出された文化財の返還や個人で所有する文化財の返還問題を解決する枠組みが協定に入らなかったのは、韓国側の要求が日本側に拒否された結果です。対馬の盗難仏像事件は、まさに中世の高麗仏像を対馬という一地方の寺が保有してきたなかで起きたことですから、日韓国交正常化の文化財協定の枠組みから除外された規定が積み重なって起きたことと言えます。それだけに非常に難しい問題ですし、国交正常化時に両国政府が積み残した課題が現在になって表出した例と言えるでしょう。

震壇学会の返還リストを作成した人々

最後に、韓国側の文化財返還に対する主張を1945年の解放直後に遡って確認したいと思います。震壇学会の略奪文化財返還リストが書籍中心だったことは、先ほどお伝えしましたが、このリストを作ったのは、東京商科大学など、日本の教育制度のなかで教育を受けてきた人たちです。彼らの専門は、書誌学、国文学、哲学でした。彼らは米軍と非常に密接な関係を持ち、書籍の返還要求リストだけでなく、国史の教科書を解放後に作成した専門家でもありました。

解放直後の文化財の返還要求は、1948年に樹立した大韓民国の初代大統領である李承晩政権下の文化財の愛護週間などでも行われていました。文化財返還要求は植民統治下で果たせなかった愛国心や民族文化の発露です。しかし、こうした韓国側の思いは日韓国交正常化の集大成であり、日韓の文化財問題の基軸になった文化財協定には反映されず、協定には単なる文化交流としての引き渡しとして規定されました。

文化財返還の課題と可能性

まとめとして、文化財返還問題の今後の課題や可能性を考えてみたいと思います。2021年現在、韓国の文在寅政権では朝鮮戦争の終戦に向けた平和協定の締結の必要性が積極的に叫ばれており、日本が入っていく隙間がないような形で北朝鮮との協議に関する政策提言が進んでいます。終戦宣言に向けたアメリカ、中国との交渉も実施されています。こうしたなかで日韓における歴史・交流の問題が、日韓両国間で進展しない場合、政治的なカードとしての文化財返還の問題を果たしてどういうふうに進めていけるのかを考える必要が出てくると思います。

また、文化財問題は返還が一つのゴールのように成果が強調されてきましたが、返還後の課題というものもあることは忘れてはならないと思います。日本からの文化財引き渡しによって、「そもそも文化財がどうして日本にあったのか」ということが、返還を進めるなかで忘れられてしまう弊害もあることを最後に述べたいと思います。文化財の引き渡しが進んできたからこそ、返還・引き渡しが植民統治期の文化財略奪の免罪符のようになってはいないか、考える時に来ていると思います。文化財の搬入の経緯は、所有してきた日本側にしかわからない情報が多いです。学問的な見地からも、朝鮮半島由来の文化財がなぜ日本に持ち出されて、長年、どのように所蔵されてきたのかを調査し、その内容を日韓双方で共有して確認すること

は、両国間の信頼関係を築く上で必要だと思います。今日は貴重な機会をいただきありがとうございました。

【参考文献】

五十嵐彰『文化財返還問題を考える――負の遺産を清算するために』（岩波書店、2019 年）

今井健一郎・二神葉子「諸外国における文化財の把握と輸出規制の概要」『保存科学』（国立文化財機構東京文化財研究所、2011 年）

大橋敏博「韓国における文化財保護システムの成立と展開――関野貞調査(1902 年)から韓国文化財保護法制定(1962 年)まで」『総合政策論叢』8 号（島根県立大学総合政策学会委員会編、2004 年）

長澤裕子「解放後朝鮮の対日文化財返還要求と米国――日本の敗戦から対日講和条約締結まで(1945-1951 年)」『朝鮮史研究会論文集』55 号（朝鮮史研究会編、2017 年）

水野直樹「悲劇はなぜ起こったか――朝鮮北部の日本人埋葬地が語るもの」『世界』851 号（岩波書店、2014 年）

ながさわ・ゆうこ

東京大学大学院総合文化研究科特任准教授。専門は国際政治、外交史。最近の主な論文に、「金日成唯一支配体制期の学術定期刊行物と『1965 年体制』批判」中戸祐夫・森類臣編著『北朝鮮の対外関係――多角的な視覚とその接近方法』（晃洋書房、2022 年）、「『解決済み』後の外交交渉――樺太残留韓国人・朝鮮大学校認可・対日世論（1965－1970 年）」吉澤文寿編著『歴史認識から見た戦後日韓関係 「1965 年体制」の歴史学・政治学的考察』（社会評論社、2020 年重版）など。